

フラッシュアップシリーズ 3

「DC 制度における投資の考え方」

DC制度における投資教育のあり方



株式会社アセットデザインラボ代表
DCTA・iDeCo+普及推進研究会

大地 恒一郎 (おおち こういちろう)

プロフィール

運用会社に30年超在籍、投資信託の運用・商品企画などに従事。2019年FP事務所を設立、主に投資信託、iDeCo、つみたてNISAなどの研修講師を務めている。1級DCプランナー、AFP、証券アナリスト、企業年金管理士。DCTA・iDeCo+普及推進研究会所属。

1. 新たなステージに入る投資教育

私は現在、主に投資信託や資産運用に関するセミナー講師という立場で活動しており、企業型確定拠出年金（企業型DC）の導入研修や新入社員研修においても、派遣講師として金融教育・投資教育（以下、投資教育）に携わらせていただいています。

企業型DCでは2018年5月に、継続投資教育が努力義務化されましたが、その後4年が経過した2022年度は、日本における投資教育が新たなステージに入った年ではないかと考えています。

それは2022年4月に、成年年齢の18歳への引き下げと、学習指導要領の改訂による高等学校での金融教育の拡充が実施されたからです。

そして、国の「新しい資本主義実現会議」では、「総合経済対策の重点事項」(案)に、「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融教育の充実を図る」と記載されました。

また、金融庁の2022年度金融行政方針においても、金融リテラシーの向上に関し、「国全体として、中立的立場から、資産形成に関する金融経済教育の機会提供に向けた取組みを推進するための体制を検討する」とされてい

ます。

つまり今後は、国民全体に対し、高校生を含め各世代に相応しい投資教育が必要となり、それを受講できる体制整備が進んでいくことが期待されているのです。

そもそも、投資教育は、DCなど各種制度向けに、それぞれ異なったものではなく、極めて一般的な内容のものであるべきだと思っています。

その上で、制度ごとの特別編を、必要に応じて加えるべきでしょう。

DC制度における投資教育も、特段、特別なものではなく、一般的な投資教育の内容に、DCに関する必要な説明をトッピングしたもの、と考えていいのではないのでしょうか。

2. DC投資教育における気づき

現在、DCの投資教育としては、企業型DCにおける、新入社員向け研修や制度導入研修、そして、継続投資教育が主なものとなっています。

研修内容はさまざまですが、おおむね、お金の基本や金融商品、資産運用などの知識、中でも「長期・積立・分散」投資の重要性について触れ、その上で、自社のDC制度や商品ラインナップに関する情報などが、簡潔にまとめられています。

また、新入社員研修や導入研修では、配分指定書の提出に必要な商品選定に関する内容が盛り込まれています。

しかし、これまで投資教育を受けたことのない人が、わずか90分や120分の研修で、これらの内容を理解することができるのでしょうか。そして、自分にふさわしい商品選定をその場で行うなどということは、とてもハードルの高いことではないか、と私は感じています。

実際に講義を行ってみて、新入社員を含め多くの方が、初めて接する投資信託という金融商品を前に、戸惑っているような印象を持ちました。

確かに、研修の時間は限られています。そのため理解不足のまま商品選定まで行う場合もあり、制度加入時はそれでも仕方がないのかもしれませんが。

ただ、金融商品や資産運用に関する基本的な知識などを十分に理解しないまま、商品選定や資産配分を行うことはどうなのか、という懸念はあります。そこで、新入社員には入社時研修としての投資教育の実施、また制度導入時には投資教育研修の複数回の実施などで、商品選定をより行いやすくすることが何より大切です。

一方、継続投資教育においては、法

令解釈通知で示されている4つの具体的な内容のうち、「金融商品の仕組みと特徴」「資産の運用の基礎知識」「確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計について」の3項目は、一般的な投資教育としても十分役立つ内容です。事業主の皆様には、加入者がしっかり学べる機会として、是非確実な投資教育の提供をお願いしたいと思います。

3. 投資教育の必要性

現状、DC加入者の多くは、長らく超低金利下にあっても、約半数近くの方が元本確保型に資金を置いています（企業年金連合会「確定拠出年金実態調査結果」より）。

また、家計の資産形成ツールである「つみたてNISA」においても、2020年1年間で約30%程度の口座は一度も買付を行っていないという現実があります（金融庁「NISA口座の利用状況調査」）。

これは、主力商品である投資信託という金融商品の分かりづらさも要因の1つかもしれません。しかし、金融リテラシーの未熟さも、やはり一因といえるのではないのでしょうか。

たとえば、金融広報中央委員会「知るぽると」のサイトにある「金融リテラシークイズ」(四択)をみると、5問の質問のうち3問の正答率が50%を下回っています。それは次のようなものです。

- (生活設計) 一般に「人生の3大費用」といえば、何を指すでしょうか。
- (金融知識) 金利が上がっていきときに、資金の運用（預金等）、借入れについて適切な対応はどれでしょうか。
- (金融知識) 10万円の借入れがあり、借入金利は複利で年率20%です。

返済をしないと、この金利では、何年で残高は倍になるでしょうか。

このような生活にとっても密接に関連している質問の正答率が、50%を下回っているということは、とても気がかりなことです。

こうしたことから投資教育は、企業型DCの継続投資教育などに限定することなく、やはりもっと多くの国民に広げていく必要があるのだろう、と強く感じます。

特に、DCの普及率の低い中小企業においては、投資教育を受ける機会が少ないと思われます。ただ一方で、退職金制度や企業年金制度を用意していない企業の中には、新入社員に対して、iDeCoやつみたてNISAなどによる自助努力を促すべく、資産形成の重要性を自覚させるための投資教育を実施している企業もあります。そういう企業がもっと増えてくる必要があるでしょう。

さらにiDeCoの加入者や、つみたてNISAを始めている人に対しても、継続的な投資教育が必要ではないかと思っています（iDeCoの場合は、国民年金基金連合会が企業年金連合会の協力を得て実施しているセミナーもありますが、加入者自らが積極的に参加する必要があります）。

4. 投資教育のさらなる推進を

投資教育をもっと国民全体に広げていくためには、投資教育を受講することにより、受講者側に何か目に見えるメリットが必要なのではないでしょうか。

金融庁の「令和5年度税制改正要望について」の中に、興味深い要望があります。

「資産形成促進に関する費用に係る法人税の税額控除の導入」というものです。その1つは、「資産形成に関する企業の取組みを促す観点から、資産形成促進に関する費用（例えば、企業が行う金融経済教育の費用）の一定割合について、法人税の税額控除を導入すること」というものです。残念ながら令和5年度税制改正には盛り込まれなかったようです。

私は、こういう考え方を個人にも準用できないか、と考えています。

個人レベルで、投資教育の受講促進につなげるため、個人が受講した金融経済教育に関する費用を、一定の条件のもと、何らかの税制上の便宜を図ることはできないか、と思うのです。

かなり乱暴な私見であることは承知しています。ただ、自営業やフリーランス、また資産形成層の人々にとっては、投資教育を受講する動機の一つになるでしょう。それによって、金融リテラシーのさらなる向上も期待できますし、DCへの関心が高まっていくことにも繋がるでしょう。

「貯蓄から投資へ」という掛け声だけでは、簡単にお金は動きません。

今後、金融教育を国家戦略として推進していくのであれば、これまで投資教育を受ける機会のなかった全世代に向けて、DCのみならず、さまざまな投資教育を手軽に受講できる機会を提供する必要があります。加えて、投資教育を受講することに、何らかのインセンティブを与えることも必要なのではないのでしょうか。こうしたことが、「貯蓄から投資へ」の起爆剤の1つになり得るのではないかと、思っています。